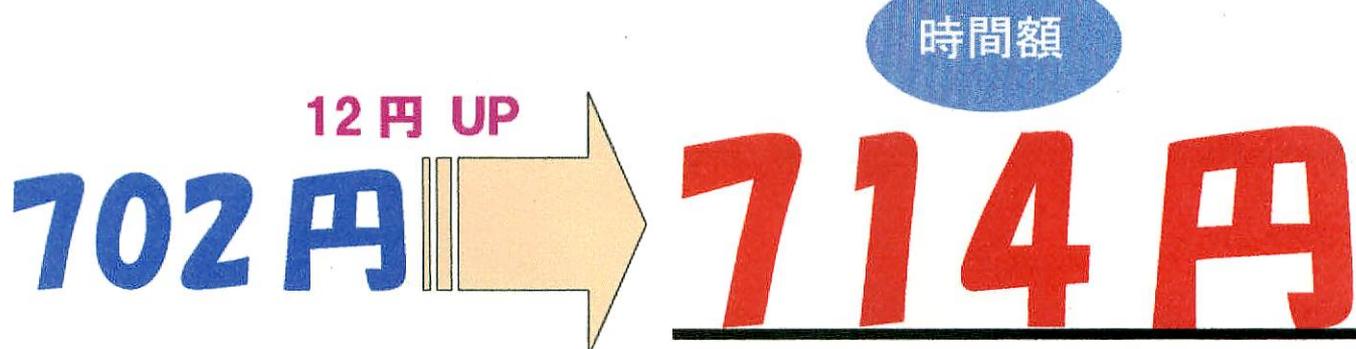


三重県最低賃金の改正について

発効日：平成22年10月22日



三重労働局長は、平成22年9月9日、三重県最低賃金を現行の「時間額702円」から12円引き上げ、「時間額714円」に改正することを決定しました。

1 改正の経過

本年7月6日、三重労働局長は、三重地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に対して、三重県最低賃金の改正について諮問しました。

同審議会は、これを受けて三重県最低賃金専門部会を設け、慎重に審議を重ねた結果、8月20日、三重労働局長に対して、「三重県最低賃金を時間額714円に改正決定する。」との答申を行いました。

三重労働局長は答申を受け要旨を公示した結果、異議の申出があり、審議会が平成22年9月9日に当該異議の内容及び理由について審議した結果、「答申どおり決定するのが適当である。」との答申を受け、三重県最低賃金を、現行の「時間額702円」から「時間額714円」に改正決定することとしました。

2 この最低賃金は、平成22年10月22日（効力発生日）から、三重県内で働くアルバイトやパート労働者等を含む全ての労働者に適用されます。

ただし、特定の産業（8業種）に該当する事業場で働く労働者には、特定（産業別）最低賃金が定められています。

（注）三重県紡績業最低賃金については、三重県最低賃金を下回ることとなったため、最低賃金法の規定に基づき三重県最低賃金が適用されます。

*** お問い合わせは三重労働局労働基準部賃金室**

TEL059-226-2108へ